

# 仕 様 書

1. 件 名 令和7年度パターンランゲージの枠組みの脱炭素先行地域事業への応用可能性に関する調査業務
2. 業務契約期間 請負契約締結日～令和8年3月31日
3. 業務実施場所 請負者の定める場所において行うものとする。
4. 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）では、福島県浜通りを中心とした東日本大震災の被災地域を対象として、復興まちづくりに関する計画策定等の支援研究を進めてきた。特に、地域資源を活用した持続可能なまちづくりに資するための計画支援手法の開発に関する研究を進めている。そのため、持続可能な地域社会への転換を実現した地域づくりのグッドプラクティス（以下「環境まちづくり先進都市」という。）から、「パターン・ランゲージ」の枠組みに基づいて、成功要因を抽出するとともに、それらを他の地域へ展開するためのデータベースを構築することで、特に災害復興過程にある被災地域の地域づくりを支援するためのプラットフォームの開発を進めている。これまで環境まちづくり先進都市と考えられる5都市（岩手県紫波町、宮城県女川町、岡山県真庭市、宮崎県日南市、福島県飯舘村）に関する基礎調査を終え、パターン集（環境まちづくり先進都市における成功要因を取りまとめた資料）を作成するとともに、それをを用いたワークショッププログラムを開発し、福島県富岡町、大熊町においてワークショップを実施している。

なお、「パターン・ランゲージ」とは、デザイン理論の研究者であるクリストファー・アレグザンダーによって提案され、これまで様々な実践分野において適用が進められてきた設計方法論の一つである。その中で、「パターン」とは、繰り返し発生する課題に対して実践されてきた課題解決のアイデアを文書化したものとされる。この際、各「パターン」は解決方法だけではなく、それが適用できる「状況」、明確化された「課題」、その背後に働いている力であり解決方法を導出するためのヒントとなる情報「フォース」、そして「解決方法」とそれが実行された後に実現する「結果状況」という一連のフォーマットに基づいて記述されている。そしてパターンを言語のようにつなぎ合わせることで、複合的な問題への解決を目指すものとされる。

本業務では、これまでに開発したパターンランゲージに関する一連の手法の環境政策への応用可能性を検討することを目的とする。具体的には、脱炭素先行地域事業への拡張可能性を検討する。

## 5. 業 務 内 容

4の目的を達成するため、以下の事項を実施する。請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES 担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

### (1) 脱炭素先行地域等に関する調査

本業務においては、脱炭素先行地域を対象として調査を行う。具体的には、88地域を対象として、各地域に関する公開資料を収集・整理し、地域の特徴、取り組みの概要、実施段階の進捗状況、ならびに波及効果等について把握する。その上で、得られた情報を体系的に整理し、一覧表や図表等にとりまとめることにより、分析結果を視覚的に示す。

### (2) パターンランゲージの適用可能性に関する評価

これまでの調査で抽出された各種パターンと(1)の調査結果を照合し、脱炭素先行

地域においても確認されるパターンの傾向を明らかにするとともに、従来の調査では抽出されていない新たなパターン候補の傾向についても評価する。

### (3) インタビュー調査資料の作成

NIES が環境省の脱炭素先行地域の担当者に対し、パターンランゲージの同政策への活用可能性に関するインタビュー調査を実施するための資料を作成する。そのために、以下の2点の資料を作成する。

- ・NIES の提供する資料に基づいて、背景で説明したこれまでのパターンランゲージに関する一連の調査研究の結果をとりまとめた資料
- ・上記(1)(2)の調査結果をとりまとめた資料

なお、インタビュー調査は本業務の終了後にNIESが実施するため同行する必要はない。

### (4) 成果物の作成

NIES 担当者と協議してファイル形式 (MS Access、MS Excel、テキスト、Shape 形式等各データに適したデータ形式を想定) を決定し、成果物を作成する。

## 6. 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

	品名	期限	形式
1	報告書	令和8年3月31日	DVD・一式

成果物の仕様は、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成12年法律第100号) 第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針 (以下「基本方針」という。) に従うこと。

## 7. 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第27条及び第28条を含む著作権の全てをNIESに無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作権者人格権 (著作権法第18条から第20条までに規定された権利をいう。) を行使しないものとする。ただし、NIESが承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの (以下「既存著作物」という。) が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。

提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 8. 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下URLにおいて公開している。

([https://www.nies.go.jp/security/sec\\_policy.pdf](https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf))

- ①請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。

- ②請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- ③請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じてNIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- ④請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- ⑤業務に用いる電算機(パソコン等)は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- ⑥再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

## 9. 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

## 10. 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

## 11. そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律(グリーン購入法)を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。